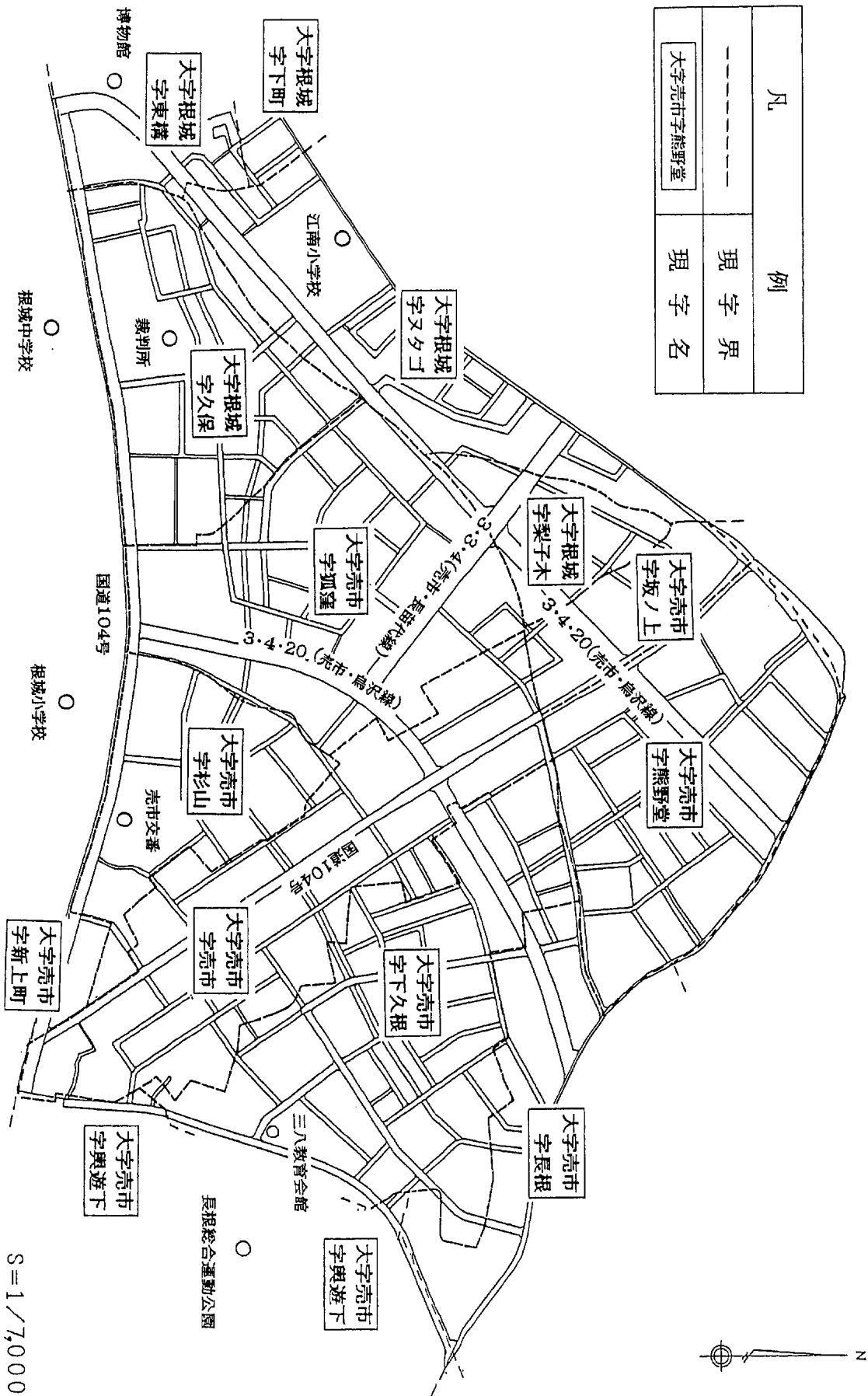
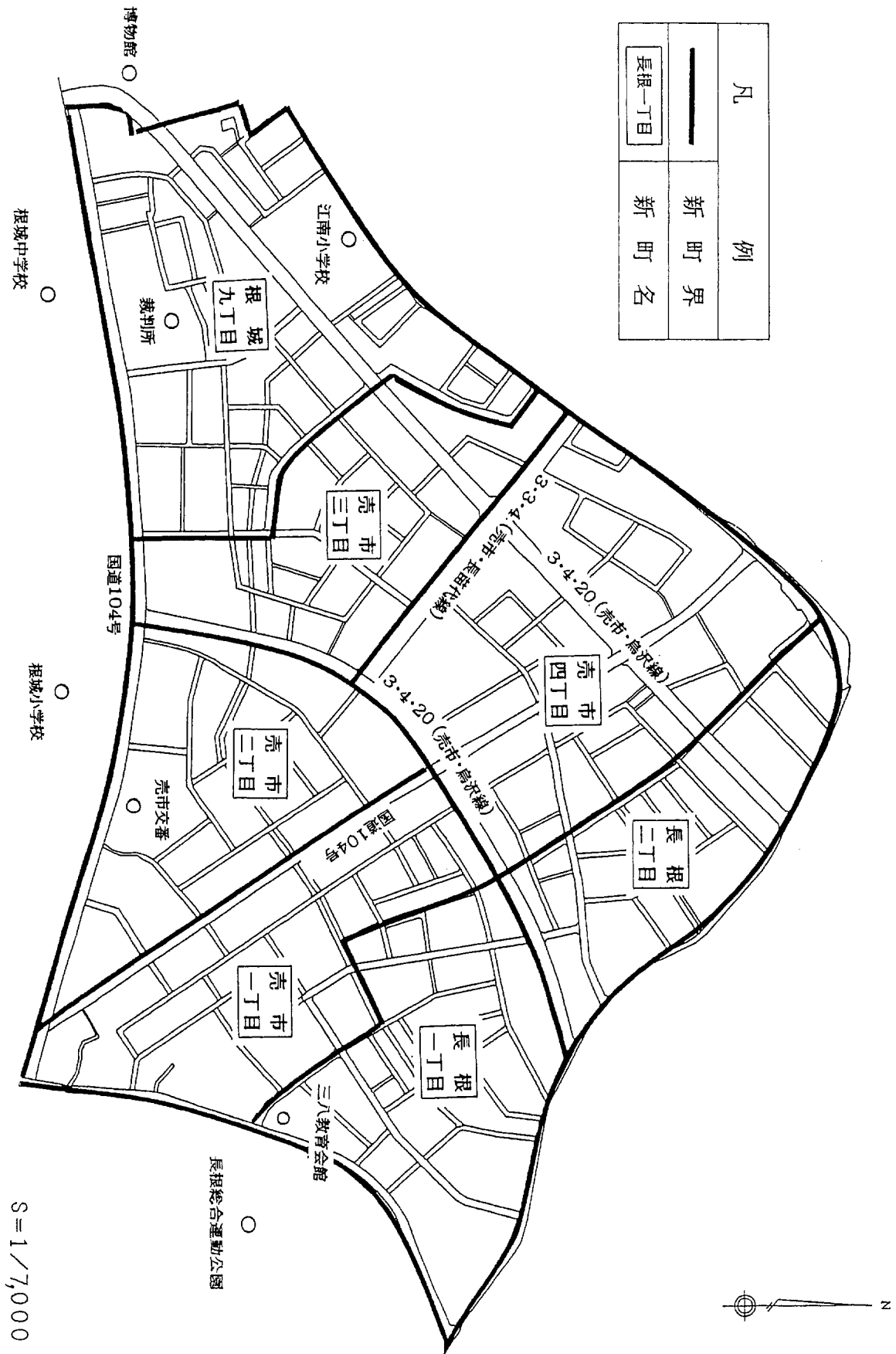


根城九丁目	売市四丁目
大大大大 字字字字 根根根売 城城城市 字字字字 東ヌ下久狐 構タ町保窪 のゴののの の一全一 部一部部 部	大大大大大大 字字字字字字 根根売売売売 城城市市市市 字字字字字字 ヌ梨下坂熊狐売 タ子久ノ野窪市 ゴ木根上堂のの ののののの一 一一全一部 部部部部部

別図 1



別図 2



青森県告示第百六十一号

平成十四年保育士試験を次のとおり施行するので、青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）第二条の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 受験資格

保育士試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上習得した者（短期大
学卒業者を含む。）又は高等専門学校を卒業した者その他に準ずる者として厚生
労働大臣の定める者

注 厚生労働大臣の定める者

- (一) 学校教育法による大学に一年以上在学している者であつて、十四年度中
に六十二単位以上習得することが見込まれる者であると当該学校の長が認
めた者

- (二) 学校教育法による高等専門学校及び短期大学の最終学年に在学している
者であつて、十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校
の長が認めた者

- (三) 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻
科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾学校、養護学
校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専
攻科の最終学年に在学している者であつて、十四年度中に卒業することが
見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

- (四) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）
若しくは各種学校（同法第五十六条第一項に規定する者を入学資格とする
ものであつて、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該
専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者で
あつて、十四年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長
が認めた者

- (五) 外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者

- 2 学校教育法による高等学校保育科を卒業した者（平成八年三月三十一日までの
卒業者）

- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の
課程による十二年の学校教育を修了した者であつて、児童福祉施設において二年
以上の児童の保護に従事した者

- 4 児童福祉施設において、五年以上の児童の保護に従事した者

- 5 平成三年三月三十一日以前に高等学校を卒業した者

- 6 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事において適
当な資格を有すると認めた者

二 試験の期日及び場所

- 1 期日 筆記試験 平成十四年八月六日（火）、同月七日（水）

- 実地試験 平成十四年八月二十七日（火）

- 2 場所 青森市大字横内字神田一二
青森中央学院大学

三 試験の科目

- 1 社会福祉

- 2 児童福祉

- 3 発達心理学及び精神保健

- 4 小児保健

- 5 小児栄養

- 6 保育原理

- 7 教育原理及び養護原理

- 8 保育実習

注 三に掲げる全科目について筆記試験を行い、保育実習のうち、音楽リズム、絵画
制作、言語関係技術の各分野について実地試験を行う。

四 受験申請書受付期間

平成十四年六月十七日（月）から同月二十一日（金）まで。ただし、郵送する場
合は、書類が完備されているものに限り、六月二十一日までの消印のあるものは有
効とする。

五 受験申請書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班
提出書類

受験申請書に次の書類を添付すること。

- 1 住民票抄本
- 2 受験資格証明書
- 3 写真（最近六か月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの脱帽、上半身、正面向きのもの）二枚
- 七 受験手数料
八千九百円（青森県収入証紙を受験申請書の所定欄に貼ること。）
- 八 その他
受験申請用紙は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班に請求のこと。
なお、郵送により請求する場合は、百二十円相当の郵便切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形二号）を同封すること。
試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七七六 四七六四）に問い合わせること。

青森県告示第二百六十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

青森県立青森高等技術専門学校	臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	訓練期間	定数
・普通職業訓練 ・短期課程		職業訓練の種類・訓練課程	公共職業安定所長が職業訓練の指示を受けたもの	一般事務科	三月	一〇人

青森県告示第二百六十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第三項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第三号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第一百五十二条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
東津軽郡今別町大字奥平部字元道添五三の八一 横岡 亘 東津軽郡今別町大字奥平部字砥石三一の一 横岡 富永	今別町東部第一区域		底建網漁業	

青森県告示第二百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
北津軽郡市浦村大字十三字五月女泡二番地二 北津軽郡市浦村大字十三字深津二四七番地 北津軽郡市浦村大字十三字羽黒崎一三四番地 柳地 工藤 伍郎 柳地 谷 榮 本庄 雄	十三

青森県告示第百六十五号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり町道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木村守男

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
町道二一号线	南津軽郡平賀町大字新屋字平野八六の二六から 南津軽郡平賀町大字新屋字福島四の一五まで	改築（道路改良）	平成一四・五・一七

青森県告示第百六十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり町道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木村守男

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉三五の七から 三戸郡新郷村大字西越字温泉三五の七まで	改築（道路改良）	平成一四・五・一七
夏坂大館線	三戸郡田子町大字関字北来満山三七林班りから 三戸郡田子町大字関字南来満山三九林班にまで	"	"

夏坂大館線

三戸郡田子町大字関字南来満山三九林班へから
三戸郡田子町大字関字南来満山四一林班にまで

九艘泊源藤城線

下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班ぬの小班から
下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班るの小班まで

福浦川目線

下北郡川内町大字川内字福浦山の一福浦山国有林八二八林班ほの小班から
下北郡川内町大字川内字福浦山一の一福浦山国有林八二八林班に小班まで

赤石溪流線

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字吉川七の五から
西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯涌淵三三三まで

青森県告示第百六十七号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木村守男

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
青森市浪館前田四丁目二九の一
柴田 忠吉
- 二 指定年月日
平成十四年五月十七日
- 三 売りさばき場所
青森市浪館前田四丁目二九の一

公

告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢榑木土地改良区の定款の変更を平成十四年五月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八 南津軽郡平賀町大字館山字前田二二の六の四	青森市金沢三丁目二二の一 株式会社工藤パン
南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田九六の四	南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田一四八の一 杉山志郎 杉山力ネ子
十和田市東二十四番町一七の八四一、一七の九〇〇及び一七の九〇六から一七の九〇九まで	十和田市東二十三番町一六の一〇 有限会社コンノハウジング
十和田市元町西一丁目三八の二、三九の一、四〇の一、四〇の四及び五四の四	埼玉県さいたま市宮原町二丁目一九の四 株式会社しまむら
五所川原市大字稲実字開野一八二の一、一八二の三三から一八二の五〇まで、一八三の一及び一八三の六	北津軽郡小泊村字鮫貝一〇の一〇 有限会社角田建設
五所川原市大字広田字柳沼一一五の一及び一一五の六から一一五の三〇まで	西津軽郡木造町字若緑八七の八 有限会社銀杏ヶ丘不動産

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年五月十七日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 三和住建
- 二 氏名 中村 光弘
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字家ノ上六の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四一五三号
- 五 取消年月日 平成十四年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築一式、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二十円一銭